

早稲田大学大学院法務研究科と信州大学経法学部との教育連携に
関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、早稲田大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と信州大学経法学部（以下「乙」という。）が、文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論を踏まえ、「法曹コース」が制度化されることを見据えた大学間の協議を開始することにより、教育連携を推進することを目的とする。

(連携事業)

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について連携し、協力する。

- (1) 甲の入学選抜における乙「法曹コース」修了予定学生の特別選抜入試の検討
- (2) 甲乙の共催による法曹志望者ガイダンスその他の進路支援の実施
- (3) その他、甲乙が協議し、合意した事項

2 前項各号に関する詳細は別に定めるものとする。

(経費)

第3条 甲乙は、前条第1項各号に掲げる事項について、事業等を実施する場合は、経費の負担について、双方協議するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成31(2019)年3月4日から2024年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から6ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に3年間延長する。

2 本協定は、甲と乙の間における「法曹コース」と法科大学院との接続に関する協定が締結された場合、発展的に解消するものとする。

(雑則)

第5条 本協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書は、2通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年3月4日

早稲田大学大学院法務研究科長

松村和俊



信州大学経法学部長

山沖義和

